

令和3年6月24日

# 教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 令和3年6月24日（木曜日） 午後 1時30分開会

午後 2時46分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	梶 谷 美 智 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 由 美 君	事 務 局 次 長	石 井 透 公 君
参 事 兼 学 校 安 全 長 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君
牡 鹿 公 民 館 長	鹿 野 忠 一 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 主 幹	庄 子 奈 穂 君
教 育 総 務 課 幹	大 内 重 義 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

## 報告事項

報告第 8 号 専決処分の報告について

専決第 1 2 号 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止する条例

専決第 1 3 号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第 1 4 号 令和 3 年度石巻市一般会計補正予算（第 2 号）  
（教育委員会の事務に係る部分）

## 審議事項

第 2 1 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第 2 2 号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 3 号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 2 4 号議案 職員の処分について

第 2 5 号議案 職員の人事について

## その他

午後 1時30分開会

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから令和3年第6回定例会を開会いたします。  
本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、梶谷委員をお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

---

#### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。  
本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が3件、審議事項が3件、その他となっております。  
それでは、一般事務報告に入ります。  
始めに、私から報告をいたします。  
私から、始めに今月の学校の状況について報告をいたします。  
小・中・高等学校とも順調に1学期の授業を進めております。  
中学校につきましては、6月12日土曜日、13日日曜日に、令和3年度第17回石巻地区中学校総合体育大会が開催されました。コロナウイルス感染予防のため、無観客での実施となりました。各種目とも無事に行われ、6月24日木曜日、25日金曜日には、陸上競技が宮城野原公園総合運動場弘進ゴムアスリートパーク仙台で開催予定でございます。  
では、先月の定例会後の経緯を時系列に新型コロナウイルス感染症対策について御報告をいたします。  
別冊1を御覧ください。  
6月に入ってから石巻市内の感染者は4名になっております。6月6日の発表以降、石巻市での感染は確認されていませんでしたが、昨日、1人、20代男性の感染が確認されました。現在のところ市立学校の児童・生徒への感染は確認されておりません。各学校には、今後とも感染予防対策の徹底を指示してまいる所存でございます。  
それでは、次に、市議会第2回定例会は6月3日から開会し、18日までの16日間で行われ

ました。一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項で行いますので、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告いたします。

始めに、環境教育委員会での質疑内容ですが、補正予算の内容で、教育指導奨励費では、地域連携型学校防災体制等構築推進事業の目的及び内容について質疑があり、教職員及び児童・生徒が様々な状況下で命を守る行動、災害に対応できる判断力の育成を図ることを目的とし、宮城県からの委託事業として青葉中学校が実践協力校に指定されており、大学や専門機関の助言等により、地域や関係機関と連携した学校防災マニュアルの見直しや避難訓練等を実施する内容である旨、答弁をいたしました。

学校建設費では、石巻中学校改修事業の内容について質疑があり、同校は昭和45年に建設されており、学校施設整備保全計画で定めた長寿命化を図るため、骨組みだけを残して改修する工事の実施設計業務であり、改修によりトイレの悪臭等も改善される見込みである旨、答弁をいたしました。

また、関連して、少子化により生徒数が減少しており、学校間の生徒数の差が大きいことから、平等に教育環境を確保するためにも、学校の統合が必要ではないかとの質疑があり、適正規模・適正配置を原則として、各地域の状況や住民の思い、PTAの思いを確認しながら進めていきたい旨、答弁をいたしました。

社会教育総務費では、街なか文化・芸術活動活性化助成金の交付対象等について質疑があり、中心市街地内で実施する文化・芸術のイベント等に対する助成であり、補助率は4分の3以内、上限10万円であり、予算は200万円であるが、申請件数の状況を見ながら補正予算等の対応を検討していく旨、答弁をいたしました。

文化財保護費では、齋藤氏庭園修復工事の内容について質疑があり、施設の災害復旧工事が間もなく終了することから、今回は正門を修復するものであり、工期は1か月程度を見込んでいる。文化財の施設であることから、工事監理業務を委託し、進捗状況に応じて指示を行い、工事を進めていく旨、答弁をいたしました。

体育施設費、野球場管理費では、水押球場の砂の飛散防止対策について質疑があり、散水業務のほか、内野部分には塩化カルシウムを散布し、外野部分には除草剤を散布せず、雑草を根付かせることで砂の飛散を防止する。これまでは防塵ネット設置等の対策を行っているが、今後の状況を確認しながら対策を進めていく旨、答弁をいたしました。

学校給食費では、今年度から民間委託を実施している学校給食センターの業務状況について質疑があり、これまでと同規模の職員数を確保し、順調に給食を提供できている旨、答弁をい

たしました。

以上が環境教育委員会での答弁内容です。

その後、委員会で原案を可決し、18日の本会議でも補正予算案は可決されました。

次に、14日から行われました一般質問は、21名から通告があり、教育関係は7名からあり、主な内容を申し上げます。

(1) 学力・体力向上対策について。

(2) 生理の貧困に対し、見解と今後の具体的取組について、ということで、①生理の貧困に係る児童・生徒への対応について。

(3) 教育長の職務に対する意気込みについて、ということで、①学校と家庭、地域が連携して子供たちを支える体制について、②GIGAスクール構想がどう展開されていくのか、③新学習指導要領について、④学力向上施策の具体策について。

(4) コロナ禍における女性の負担軽減と適切な情報提供に関する要望の進捗状況について、①児童・生徒への生理用品の無償提供について。

(5) 学校避難所運営について、①3月の津波注意報では、市の避難指示がなくとも、地域の要請に応じて学校体育館を開放した学校もあるが、一部の学校では、「マニュアルには書いていないので教員の協力はできない。」といった対応があった。マニュアルが聖域化し、職員の行動が硬直化する事態に陥っていないか。

(6) マルホンまきあーとテラスについて、①施設備品等について、便所の記載にクレームが多い、案内板設置の経緯と今後の手直しの可能性はあるか、自販機の品ぞろえに温かい飲物がない、改善されるか、喫茶コーナーはなぜ営業していないか、中心部からのアクセスは十分検討されたか、停留所の新設や増便は検討されたか。②こけら落とし等について、6月1日に開催された「ぼくらの響きでこけらを落としましょう」の講演に係る費用の補助について。

(7) 放課後児童クラブについて、①放課後子ども教室等との連携について、ということで、なぜ放課後子ども教室の数を増やさないのかと、新設に向けた検討は行われているのか、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携又は一体的な運営の実施について。

(8) 観光案内板整備事業の進捗状況について、ということで、①津波により流失した看板を修復する可能性はあるかと。

以上が一般質問の主な内容であります。

これで私から報告を終わります。

御質問ございましたら、お願いをいたします。

(「ありません」との声あり)

---

### 令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施についての報告を、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、令和3年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について御説明を申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

始めに、番号1、事業の概要及び目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されており、また、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの。」とされております。この規定に基づき、本市教育委員会の令和2年度の活動状況に関して、点検及び評価を実施するものでございます。

次に、番号3の(1)点検及び評価の対象事業であります。石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業のうち、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で9事業、社会教育・保健体育分野で3事業の計12事業を選定いたしました。

対象事業につきましては、4ページから6ページを御覧願います。

事業一覧表のうち網かけになっている箇所が今回選定した12事業となりますが、昨年度と同一事業を選定しております。

次に、1ページにお戻り願います。

(2)点検及び評価の方法であります。選定した事業については、担当課において事業調査票を作成し、令和2年度における実施状況及び成果の自己点検及び評価を行います。そして、その調査票を基に学識経験者からの意見聴取を実施することとなります。

次に、2ページを御覧願います。

番号4、学識経験者の知見の活用についてでございますが、学校教育に関する学識経験を有する者2名、生涯学習に関する学識経験を有する者1名、合計3名を選考いたしました。

ここからは、番号8、事業実施スケジュールに沿って御説明申し上げますので、3ページを御覧願います。

表の左側が教育委員会での審議等、右側が事務局の事務手続等となっております。

5月下旬に、学識経験者の選考を行っております。

6月上旬に、各課から提出された調査票の内容確認をし、6月9日に学識経験者への事前説明会を実施しております。

6月下旬、本日の第6回定例会におきまして、点検及び評価の概要を御説明させていただきます。

同じく明日25日には、学識経験者からの意見聴取会を開催し、点検及び評価報告書を作成いたします。

教育委員の皆様には報告書を事前に配布し、7月下旬の第7回定例会におきまして報告書の内容について御審議いただきます。

9月上旬には、点検及び評価結果の公表として、報告書を市議会第3回定例会に提出し、市ホームページに掲載する予定となっております。

以上で報告を終わります。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただいまの報告に対して御質問等はありませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

---

## 報告第8号 専決処分の報告について

### 専決第12号 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止する条例

○教育長（**宍戸健悦君**） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第8号 専決処分の報告についての専決第12号 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止する条例についての報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（**千葉正喜君**） それでは、報告第8号 専決処分の報告について、専決第12号 石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金条例及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月27日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第2回定例会において、6月18日付けで可決されております。

本案は、石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の廃止について定めたものでございます。

表紙番号1の1ページを御覧願います。

石巻市毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金及び（仮称）石巻市民文化ホール建設基金は、毛利コレクション等の収蔵展示施設の建設及び石巻市民会館の後継施設建設の資金の資本とするため、毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金は平成17年度、（仮称）石巻市民文化ホール建設基金は平成22年度に、それぞれ設置したものでございます。令和2年度をもって後継施設となる複合文化施設マルホンまきあーとテラスの建設工事が完了し、目的が達成されたことから、両建設基金を廃止するものであります。

施行期日につきましては、令和3年7月1日としております。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質疑等ございますか。

（「ありません」との声あり）

---

## 報告第8号 専決処分の報告について

### 専決第13号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、報告第8号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

牡鹿公民館長から説明をお願いします。

○牡鹿公民館長（鹿野忠一君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月27日付けで異議の

ない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、本条例につきましては、石巻市議会第2回定例会において、6月18日付けで可決されております。

改正条例につきましては、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた石巻市牡鹿公民館を牡鹿保健福祉センター内に移転することから、石巻市牡鹿公民館の位置を変更し、牡鹿公民館使用料を削除しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3、条例等新旧対照表の2ページから5ページまでを御覧願います。

始めに、第3条は、公民館の名称及び位置について規定したものでありますが、牡鹿公民館の位置を「石巻市鮎川浜湊川63番地」から「石巻市鮎川浜清崎山7番地」に改めるものであります。

次に、別表第1の5は、使用料について規定したものでありますが、牡鹿公民館使用料を削除しようとするものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和3年7月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質疑等はありませんか。

（「ありません」との声あり）

---

## 報告第8号 専決処分の報告について

### 専決第14号 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第2号）

#### （教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（宍戸健悦君） なければ、次に、令和3年度石巻市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和3年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、5月27日付けで異議の

ない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、6月18日付けで石巻市議会第2回定例会において可決されております。

それでは、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から歳入歳出それぞれ4億2,102万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3,908万7,000円とするものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

始めに歳出から御説明申し上げますので、14ページを御覧願います。

10款1項3目、教育指導奨励費の1、学校安全総合支援事業費に315万1,000円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託により実施する防災、交通安全及び生活安全教育に要する経費を措置したものでございます。

2、地域連携型学校防災体制等構築推進事業費に150万円を計上しておりますが、こちらは、宮城県からの新規委託事業であり、今年度及び来年度の2か年事業となります。内容といたしましては、地域と連携した学校防災体制の構築に要する経費を措置したものでございます。

次に、新型コロナウイルス対策分の予算につきまして御説明いたします。

16ページ、2項1目、学校管理費の4、小学校保健費（学校教育課分）に1,763万円を、18ページ、3項1目、学校管理費の4、中学校保健費（学校教育課分）に916万円を、20ページ、4項1目、学校管理費の3、高等学校保健費（学校教育課分）に120万円をそれぞれ新たに計上しております。これは学校や家庭学習において効果的な学習を行うための教材費等の購入に要する経費を措置したものでございます。

同じく保健費（教育総務課分）につきましては、当初予算で措置していたものの一部を新型コロナウイルス対策分として組替えしたものでございます。

また、22ページ、5項1目、幼稚園費の1、幼稚園保健費に94万円を計上しておりますが、これは市立幼稚園4園に対し感染症対策として空気清浄機を購入する経費を措置したものでございます。

次に、16ページにお戻りいただきまして、1目、学校管理費の2、小学校施設維持整備費に2,100万円を、18ページ、1目、学校管理費の2、中学校施設維持整備費に900万円を計上しておりますが、これらは昇降機の修繕に要する経費を措置したものでございます。

再び16ページにお戻りいただきます。

3目、学校建設費の1、須江小学校屋内運動場改築事業費に1,040万円を計上しております

が、これは同校の屋内運動場の改築工事に係る基本計画策定及び測量に要する経費を措置したものでございます。

同じく 2、前谷地小学校水泳プール改築事業費に1,768万円を計上しておりますが、これは同校の水泳プールの改築工事に係る消耗品、実施設計及び地質調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、18ページ、3目、学校建設費の1、中学校施設老朽化対策事業費に2,000万円を、4、青葉中学校空気調和設備機器等機能復旧事業費に7,376万4,000円を計上しておりますが、これは同校の安全性確保に係る屋外部分の改修工事及び空気調和設備機器の暖房機能等回復工事に要する経費を措置したものでございます。

2、石巻中学校改修事業費に8,000万円、3、石巻中学校屋内運動場改修事業費に2,200万円を計上しておりますが、これは同校の校舎及び屋内運動場の改修に向けた実施設計に要する経費を措置したものでございます。

5、蛇田中学校校舎改修事業費に280万円を計上しておりますが、これは同校の校舎改修に向けた構造体劣化調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、24ページ、6項1目、社会教育総務費の1、芸術文化振興費に200万円を計上しておりますが、これは中心市街地における文化芸術活動団体に対し機能強化を図るための助成金交付に要する経費を措置したものでございます。

2目、文化財保護費の1、齋藤氏庭園整備事業費に800万円を計上しておりますが、これは正門の修復工事に要する経費を措置したものでございます。

5目、複合文化施設費の2、博物館運営費に272万6,000円を計上しておりますが、これは本年秋に開催予定の第1回目の企画展開催に要する経費を措置したものでございます。

次に、26ページ、7項2目、体育施設費の1、野球場管理費に187万円を計上しておりますが、これは水押し球場の砂飛散対策に要する経費を措置したものでございます。

3目、学校給食費の1、学校給食センター運営費に1,240万円を計上しておりますが、これは旧桃生給食センター解体工事設計業務及び給食センター基本計画策定支援業務委託料に要する経費を措置したものでございます。

4目、体育館費の1、体育館管理費に1,600万円を計上しておりますが、これは総合体育館の移動式バスケットゴール4台（2対）の新規購入に要する経費を措置したものでございます。

5目、総合運動公園費の1、総合運動公園管理費に8,780万円を計上しておりますが、これは陸上競技場基本構想策定及び市民球場の人工芝改修工事に要する経費を措置したものでござ

います。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページを御覧願います。

14款2項7目、教育費国庫補助金に6,731万8,000円を、次に、6ページ、15款3項5目、教育費委託金に465万1,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは各種事務事業などに対する国・県支出金を措置したものでございます。

次に、8ページ、17款1項2目、総務費寄附金に50万円を、4目、教育寄附金に10万円を計上しておりますが、これらは複合文化施設の管理・運営に寄せられた寄附金などを措置したものでございます。

次に、10ページ、18款1項14目、(仮称)市民文化ホール建設基金繰入金に13万3,000円を、15目、毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金繰入金に3,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは定期預金の満期及び途中解約による利子分を一般会計へ繰入れするため措置したものでございます。

次に、12ページ、21款1項7目、教育費に2億4,560万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました各種事業に充当するための起債を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、28ページを御覧願います。

学校給食センター整備基本計画作成支援業務につきまして、2か年の事業計画を要するため、債務負担行為を策定したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長(宍戸健悦君) ただいまの報告に対して御質問等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいですか。

---

**第21号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則**

**第22号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則**

○教育長(宍戸健悦君) なければ、次に、審議事項に入ります。

第21号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第22号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) それでは、第21号議案及び第22号議案については、一括して審議

いたします。

牡鹿公民館長から説明をお願いします。

○牡鹿公民館長（鹿野忠一君） ただいま一括上程されました2議案について御説明申し上げます。

本2議案は、石巻市公民館条例の一部改正に伴い、関係規則を整備しようとするものであります。

始めに、第21号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げますので、表紙番号1の7ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の6ページから7ページまでを御覧願います。

始めに、公民館の名称と位置を規定している第24条第1項の表中、石巻市牡鹿公民館の位置を、「石巻市鮎川浜湊川63番地」から「石巻市鮎川浜清崎山7番地」に改正しようとするものであります。

次に、附則であります、本規則の施行期日を令和3年7月1日とするものであります。

次に、第22号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の8ページから9ページまでを御覧願います。

始めに、公民館の開館時間と休館日を規定している第2条の別表について、移転先となる石巻市牡鹿保健福祉センター条例を適用しますことから、牡鹿公民館の開館時間を「午前9時から午後9時まで」から「午前8時半から午後5時まで」に、休館日を「12月29日から1月3日まで」から「石巻市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日とする」に改正しようとするものであります。

次に、附則であります、本規則の施行期日を令和3年7月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、21号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則及び第22号議案 石巻市公民館条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第21号議案及び第22号議案については、

原案のとおり可決いたします。

---

### 第23号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○教育長（宍戸健悦君） 第23号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

○学校管理課長（大山健一君） ただいま上程されました第23号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。

表紙番号1の9ページを御覧願います。

石巻市学校給食センター運営委員会委員は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として石巻市学校給食センター運営委員会を設置することとし、同条例第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童・生徒の保護者及び関係行政機関の代表者20名により組織することとし、教育委員会が委嘱することとなっております。

本案は、10ページの委員候補名簿の選出区分のうち、学識経験者につきましては、石巻市医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会から推薦をいただきました3名でございます。関係学校長につきましては、石巻市立小中学校校長会から推薦いただきました小学校と中学校、それぞれの代表者4名ずつ、計8名でございます。児童及び生徒の保護者につきましては、父母教師会から御推薦いただきました小学校と中学校、それぞれ代表者4名ずつ、計8名でございます。また、保健衛生、その他関係行政機関の代表者につきましては、宮城県東部保健福祉事務所保健医療監兼石巻保健所長を選任し、本人から就任の承諾を得ましたので、合計20名の方々の委員委嘱について議決を得ようとするものでございます。

なお、石巻市学校給食センター条例第6条の規定により、委員の任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただいまの説明に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、第23号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第23号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 日程追加について

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に審議事項として職員の処分について及び職員の人事についてを追加したい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定により、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

---

#### 第24号議案 職員の処分について

#### 第25号議案 職員の人事について

○教育長（宍戸健悦君） ここで委員の皆様にお諮りします。

第24号議案及び第25号議案の2議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、異議がありませんので、第24号議案及び第25号議案の2議案は、秘密会で審議することといたします。

それでは、委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

---

（秘密会開催）

---

#### その他

○教育長（宍戸健悦君） それでは、再開いたします。

審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員方からございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 2点ほどなのですけれども、先ほど少し出ましたが、GIGAスクールに伴って、各学校に生徒一人一人、児童一人一人の端末が配布されたと思うのですが、夏

休みに向けて、その端末の持ち帰りというのは、石巻市はどのようになっているのでしょうか。持ち帰れるのか、それとも学校で管理するのか、中央では持ち帰るということにもなっているけれども、それに対する管理のことについて随分言われているようなので、石巻ではどのような方針になっているかというのが一つ。

もう一点は、このコロナ禍が2年間続きまして、前に頂きました学校別児童数に書いてある特別支援学級の数は分かったのですが、この中に含まれているかどうか分からないのですけれども、学校に行きにくくなっている児童もしくは不登校になってしまっている児童の状態、このコロナ禍でどのように推移しているのか、子供たちの状態がどう推移しているのかを調べているのか、上がってきているのか上がってきていないのか、まだ分かっていないのか、ということが不安に思います。

なぜかというのは、河南西中とか河南東中が、マンモス校と言われている蛇中とかに比べて、特別支援学級に通っている子供たちの数が多い、そしてまた、不登校になっている子供たちが多いということが父兄から出ました。パーセンテージが大き過ぎるのではないかという。それはなぜなのかということをお学校側では把握しているのかどうか、調べているのかどうかということです。それが私の関係している子供たちの父兄から上がってきていたので、その点2点ほど、よろしければお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） では、2点について、G I G Aスクールに伴って、夏休み持ち帰りについて、それから、2年間コロナ禍でありますけれども、特別支援学級あるいは不登校の子供の数の推移ということについて今お話がありました。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） 学校管理課長の大山でございます。私の方からG I G Aスクールの関係の質問についてお答えさせていただきます。

G I G Aスクール構想ということで、各児童・生徒に1台ずつ行き渡るということで、市内全体としては、教職員の部分も含めまして、1万872台を整備いたしております。

こちらは、電子教科書に対応するとか、ある程度フィルターをかけて閲覧制限をかけているとか、基本的にそういった対応をしておりますので、夏休み期間中でも家庭学習に使っていただけるということで、各学校、対応していただくということになります。

また、通信環境につきましても、L T Eの対応となっておりますので、通常のスマートフォンと同じように使っていただける状況となっております。

以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） コロナ禍における特別支援学級につきましては、コロナ禍が影響しているかどうかというところは判断付かぬところがありますが、全体的には、特別支援学級の数は年々増えております。特別な支援を必要とする児童・生徒につきましても、就学相談を通して、就学時から特別支援学級相当である子供たちについての支援を行っているところです。確実に増えてきているところがありますので、特別支援教育の支援員につきましては、毎年3名ずつ増員して、今年度は90名を希望する学校に配置しているところです。

それから、不登校につきましては、コロナ禍における不登校が増えているかどうかというところは、数としてはちょっと判断付きかねるところがございます。といいますのは、一昨年度よりも昨年度の不登校数は減少しております。ただ、不登校というと、年間30日以上を経済的あるいは病気ではない実績ということになりますので、昨年度は臨時休業期間が2か月間あったということもありますので、経年比較が難しいところはございますが、ただ、数としては昨年度は減少いたしました。

今井委員おっしゃいましたとおり、河南地区の河南西中学校、河南東中学校につきましては、全校生徒の割合の不登校の出現率については、非常に高い結果となっております。なぜ高いのかということについては、なかなか一言では言えない、不登校のいろんな様態や要因がございますので、一つの要因ではないと思いますが、今、その要因を探っている中では、やはり河南西、東中学校ともに、小学校3校が集まって1つの中学校にということになりますので、その小学校も今、規模が小さくなっております。それで、学年単学級でずっと6年間いった子供たちが中学校に行って、ほとんどクラスの3分の2は他の学校の子供たちというところで、人間関係をうまく作っていくという力、やはり小学校のうちから、また中学校の1年生に入った中1で、このあたりから考えていかなければならないと考えているところがございますが、多い要因というところを探りながら、その要因について、未然防止、早期対応ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） 私は、子供さんたちを100人以上お預かりしているのですけれども、すごく増えてきているのですよね。学校に行っていないけれどもこちらには来るとか、それから情緒が不安定な子供たちがうちの教室の中だけでも多くなっている。学校に通ってはいるのだけれども、情緒不安定、学習障害を明らかに起こしている子供たちがここ何年間すごい増えて

いて、実は対処に困っているのです。私、別に石巻地区だけではなく、どこの地区にも多分言えるのだと思うのです。だから、一般的に子供たちが不安定な状態にあるのかなと。それに真綿で首を絞められているように、私たちが気づいてないのかもしれない。

でも、子供たちが不安症だったり、一応学習障害と呼ばれるのか、どこに分類されるのか分からないのですけれども、あまりにも多くなってきているので、私、何十年とやっていますけれども、今までは本当に限られた子供たちだけだったはずなのというのが見えるので、いろんな障害と言われるものを持っている子供たちの多様化、ここに当てはめるとというのがなかなか難しい多様化が起きていて、困ったなという状況があるので、学校側ではどうなのだろうと。これ、どういうふうに皆さん踏まえて、学校の現場はやっているのかなというのがあるのです。

学校についていけない、それから、いろんな子供たちを集めて、一緒に勉強するという寺子屋的なこともやっているのですけれども、増えているという気がしてならないので、注意深く先生たちに観察していただきたい子、生徒、児童、特に児童なのですよね。知っていただきたいなというのと、あと、声がけ。

「マスク取ったときの先生の顔、分かる」と聞いたのです、1、2年生。「分からない」と。マスク、皆さんしますよね。そうすると「分からない」と言うのですよ。それはそうですよね。顔の半分見えないのです。小さい子供にとっては、先生という認識がなかなか、今までのように保育所とか幼稚園の先生たちが配ってくれたようなのがないから、子供たちは分からない。先生との距離感ができてきているなという、コロナ禍の中でね。マスクが悪いというのではないのですけれども、さてどうしたものかというのが目立ったものですから、ちょっとお聞きいたしました。

ありがとうございました。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 先ほどのGIGAスクール構想のことでちょっと私も伺いたいことがあるのですけれども、先日、新聞だったでしょうか、1人1台の端末、ところが、その活用という部分ではかなり課題があるというような報道がなされていました。やはりそれを使う教師のスキルを高めないとならないと。

他県の例ですけれども、やはりスキル向上のための研修とか、いろいろ、教材開発とか、そういった部分が進んでいた学校は、緊急事態宣言が出されて、結局、家庭学習というか、そう

いったものをせざるを得なくなったときに、やはりうまくそれが活用されて、できていたと。ただ、それがなされていなかったところについては、結局プリントを使った学習であるとか、十分活用されていないというようなことが書かれていたのですけれども。

なかなか活用するために教師側が準備をしたり、あるいは実際いろいろ研修でスキルを身に付けたり、そういった時間の確保というのは非常に大変だとは思いますが、やはりそういうふうにしないと、1人1台の端末、家庭に持ち帰ることも可能というような先ほどのお話でしたけれども、それを有効に活用していくというふうな部分では、今後どのように教員の研修も含めて考えていらっしゃるのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） では、学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 梶谷委員のおっしゃるとおり、やはりそれを指導する教員のスキルアップというのが大切となってまいりますので、本市では昨年度3月期から、2月、3月から教職員の研修会を開きまして、その活用の仕方ということで研修を積んでまいりました。また、今年度も教職員の研修ということで、研修会で各学校の情報化リーダーの先生方を集めて研修を開いたり、学校に指導主事を派遣して、その学校の教職員全体に活用の仕方のアドバイスするという研修を行っております。各学校のリーダーが、そして学校の中で勉強しながら、実際に活用して実践してみなければ分からないというところがありますので、それで活用を図っているところです。

なお、今年度の指導主事訪問も、市教委としましては、iPadの活用をした授業づくりというようなところも一つは入れて、指導主事から教職員が指導をいただけるところで進めているところでございます。

以上です。

○委員（梶谷美智子君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） これからの新しい学習スタイルということで、大いに取り入れていく方向で今進んでいるところでございます。

先ほどの今井委員のお話の中の、いろいろな障害があったり、あるいは要支援の子供たちが増えているという点について原因ははっきりしませんけれども、やはりそれぞれ支援員を付けて、増やし、今それぞれの学校で対応している状況でありますので、もう少しコロナの経過を見ながら、子供たちの様子をさらに見ていくということで対応したいと思います。

そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

では、各課長方からはございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 先日の定例教育委員会で今井委員から御質問がございました。2点につきまして、石巻市立小・中学校50校、全ての学校に照会してまとめた結果を御紹介、報告したいと思います。

まず、御質問1点目の、昨年度、コロナ禍による臨時休業期間があったことによる学習の遅れがなかったか、また、十分に時間をかけられなかったことによるつまずきなどがなかったかということについてでございますが、まず、コロナ禍によって学習の遅れなど、学習面の影響があったかについて各校に尋ねたところ、「あった」又は「少しあった」という学校は24校、割合にしますと約47%でございました。

次に、では、その学習面の遅れに対応するための対応として、どのような取組をしたかについて、各学校で様々な取組をしておりますが、今その中で主なものを8つほど紹介したいと思います。

1つ目としては、補充授業を行った学校がございました。

2つ目としましては、個別の課題プリントを出して、補充指導をした学校が複数ございました。

3つ目としましては、教材や放課後の時間を活用して学習会を実施して、基礎基本の補充学習を行った学校もございました。

4つ目としましては、校内体制を工夫して、TT、チームティーチングの授業を行って、一人一人のつまずきに対応できるような工夫を行ったという学校がございました。

5つ目としましては、休み時間に個別指導を行った学校がございました。

また、6つ目として、体育の授業において、運動カードを配布して、家庭でできる運動を紹介して、家庭で実施できるような工夫をした学校がございました。

7つ目としましては、中学校で3年生のみ7時間授業の日を設定したという学校がございました。

8つ目としましては、自主学習の手引を作成して、子供たちが自分でワークブックやプリントで自主学習ができるような体制を整えた学校もございました。

ほかにもございますが、このような対応を各学校で進めていただいたという報告を受けました。

続きまして、御質問の2点目の、マスクの常時着用や会話の制限等によって、精神的に抑え付けられている子供や、また、抑圧されているような子供がいるのではないかということ。また、各学校でコロナ禍の中での生活が子供たちにどんな影響を与えていると考えられるかということについても、各学校に尋ねました。

このことについて各学校に、新しい生活様式の中で子供たちの様子や内面について気になる事例があったかということで尋ねました。その結果、「あった」又は「少しあった」という学校は27校、割合でいうと約53%ございました。

次に、どのような事例があって、それに対してどのような対応をしたかと尋ねましたところ、主なものとして次のような報告がありました。

1つ目です。感染予防のための欠席又は感染不安による欠席ということで、これは出席すべき日数に入らない欠席になりますが、その欠席が非常に多くて、その結果、授業がだんだん分からなくなってきて、登校意欲が低下したという児童がいた学校がございます。その子供たちに対しては、家庭学習用のプリントを用意したり、また、結局、保護者が不安でということで欠席させたいという意向なので、その児童の保護者に対して、学校における感染防止対策を詳しく説明して、安心して登校できるよう促したり、御理解をいただいたという学校がございました。

また、2つ目としては、行事の中止あるいは縮小ということが続きましたので、その結果、子供たちの中で不満を感じたり、また、学校生活の中での目標とか楽しみを持てなくなった子供がいたということで、その対応としましては、中止した行事に代わる活動を設定して、子供たちに満足感や達成感を感じられるようにしたり、あるいは縦割り活動を実施して、高学年の子供たちの活躍の場を設定したりした学校がございました。

3つ目としましては、暑い季節に入って、至近距離での会話をしない場面では、熱中症対策のためにマスクを外すよう指導したところ、子供たちの中にはマスクを外すことに抵抗を感じる児童が見られたということです。ただ、その場合でも、熱中症の怖さについて指導し、コロナ対応だけでなく、熱中症予防の対策であるということを理解させたという学校がございました。

また、ほかには、多かったものは、家庭で過ごす時間が増えたということで、パソコンやゲーム、テレビなどのメディアに関わって生活する時間が非常に多くなった。そのために、メデ

ィアコントロール・デーを設けるなどして、家庭での過ごし方について、学校と保護者が連携して指導できるような体制をつくったという学校もございました。

幾つか今、御紹介しましたが、まとめますと、昨年度、コロナ休業で学習の遅れが見られた学校については、遅れたままで進級させないような学校体制づくりや対応をしてございました。

また、コロナ禍の中での子供の様子あるいは内面変化につきましては、個別に心配な児童・生徒の報告はございませんでしたが、全体的に心配な面につきましては、各学校で児童・生徒の実態あるいはその学校の課題に応じた取組を行っております。

学校教育課としましても、これから各学校には、子供たちの変化あるいはサインを敏感にキャッチしながら、適切な働きかけをするようお願いしていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） 今井委員、よろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかの委員、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） そのほかないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いをいたします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、7月の定例会につきましては、7月29日木曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所の庁舎4階庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時46分閉会

---

教育長 宍戸健悦  
署名委員 梶谷美智子